平成２１年（フ）第９４５号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目37番地の３童人Ⅱ101号、前住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目140番地の１　サンフォレソノダ502号
破産者　西田　博次
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８３号
兵庫県西宮市生瀬高台24番９号
破産者　米本　公也
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８７号
兵庫県神戸市北区君影町３丁目１番37―204号、開始決定時の住所兵庫県神戸市北区泉台１丁目１番地の１―1203号
破産者　勝間田和夫
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１３号
兵庫県神戸市北区君影町３丁目１番37―204号、開始決定時の住所兵庫県神戸市北区泉台１丁目１番地の１―1203号
破産者　勝間田圭子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１７号
奈良県天理市櫟本町2320番地、営業所所在地奈良県天理市楢町466―１
破産者　小西商会こと　小西　淳二
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３２０号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目12番17―605号
破産者　園田　雅文
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
佐賀県佐賀市高木町13番20号
破産者　越田　弘子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１２１９号
熊本市錦ケ丘23番２―101号
破産者　山田　大将
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６７６号
熊本市戸島西６丁目２番50号
破産者　稲田　英子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８１号
秋田県横手市朝倉町11番５号
破産者　平田　俊郎
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番13―203号
破産者　元岡　亮輔
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣710番地25
破産者　時澤　和之
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代南棟1204号
破産者　中間　鋼一
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
山梨県笛吹市石和町中川1472番地３
破産者　奥山　　久
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
山梨県甲府市下河原町３番39―404号
破産者　末木　久子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
滋賀県草津市木川町1099番地７、前住所滋賀県草津市木川町1099番地
破産者　大西　孝行
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８２８号
京都市右京区嵯峨明星町18番地12
破産者　小林　哲也
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４８号
京都市北区大北山原谷乾町111番地の277
破産者　櫛山設備工業こと　櫛山　鉄生
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９００号
京都市西京区大枝沓掛町13番地の346
破産者　中野紀代美
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
和歌山市六十谷275―５　クレール六十谷202、住民票上の住所和歌山市毛見1505番地の11　パシフィックビスタⅣ708号室
破産者　嶋田　宣仁
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係